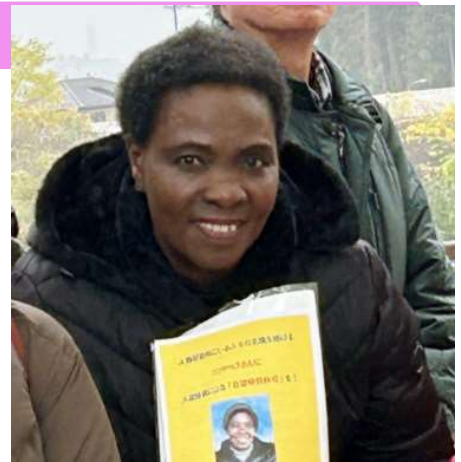


難民といっしょに 入管問題を考えてみませんか？

・エリザベスさんの紹介と体験談

ナイジェリア出身。日本に来て32年。難民申請中で、仕事はできず、茨城県外に自由に移動できず、健康保険証ももらえない苦しい立場の仮放免者で茨城県牛久市在住。今回の入管法の改悪で本国に強制送還されるという、とてもつらい立場にありながら、入管施設に收容されている弱い立場の人々の支援を続けている。



・茨城大学准教授 付月（ツキ）さん講演

「日本における難民保護・入管收容の現状と課題」

・エリザベスさんの難民支援活動から見える現場

・エリザベスさんを支援する市民グループ アピール With Elizabeth（エリザベスとともに） 柳沢由実子さん

「もっと国を開き、
国際社会の一員として難民、移民を受け入れる国に！」

・今後のアムネスティの活動について

日時： 2024年 7月28日（日）
12:30開場 13:00~16:30

会場：あむねすみと2F ハングルアカデミー
参加費：無料（申込み不要）

駐車場はありません。近隣の駐車場をご利用ください。

主催：(公益社団法人)アムネスティ日本 水戸グループ
お問い合わせ:Tel 0299-48-2695（徐信）



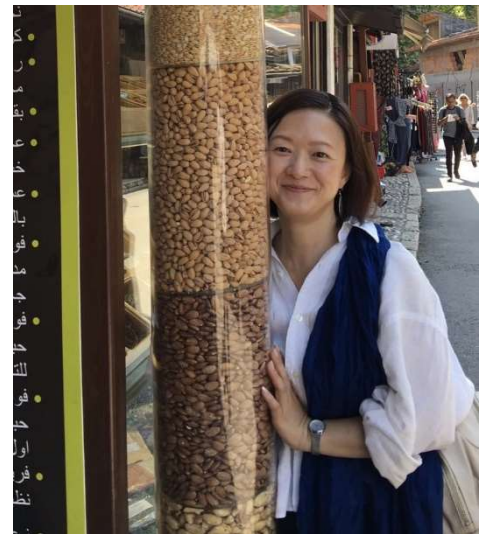
どうして日本の「難民」は少ないの？
外国人に求めるのは労働力だけ？
不法滞在といわれる人たちの人権はどうなってる？
じゃあ、私たちができることはある？

日本の入管制度は国連や他の機関から何度も「国際法違反」だと非難を受けています。難民であるかどうかは、日本では司法ではなく、入管庁（出入国在留管理庁）が独自に判断しており、正当性が疑われるケースもあります。難民と認められず入国資格無しと判断されると、施設に強制的に收容されてしまいます。收容日数の制限が設けられていないため、何年間も自由を奪われている人が大勢います。收容所を出るためには自国へ帰らなければいけませんが、帰国には迫害や殺害の恐れや、日本に生活の地盤があるなどの理由から、自国への帰還が難しい人が大勢います。不当な長期收容から心の病を抱える人が多く、自殺も報告されています。

短い期間だけ外で生活できる「仮放免」という制度がありますが、労働が認められず、他県への移動は前もって申請が必要です。健康保険証もなく、仮放免で外に出られても、困難な生活を送らざるを得ません。

付 月（フウ ユエ）さん

茨城大学人文社会科学野准教授。筑波大学大学院博士課程人文社会科学研究科社会科学専攻（法学分野）単位取得退学。2016年、博士号（法学）取得。2013年10月より現職。専門は国際人権法。ジェンダー問題、子どもの権利、移民・難民・無国籍者などのマイノリティの人権に関心をもって研究・教育に取り組んでいる。



オブエザ・エリザベス・アルオリウォさん

1967年ナイジェリア南東部ビアフラに生まれる。アフリカに残る伝統的慣習のFGM（女性性器切除）を逃れて14歳で家を離れる。ナイジェリア国内を転々とした後、1991年、24歳のときに来日。1998年頃から入所者への面会を始める。2019年に多田謡子反権力人権賞、2021年に日本平和学会平和賞、などを贈られている。2023年5月、「with Elizabeth」が、彼女に「人道配慮に基づく在留特別許可」を与えるよう求める署名を呼びかけ、3万8000筆余りを法務大臣と出入国在留管理庁長官に渡した。同年12月には、エリザベスさんが暮らす茨城県牛久市の市議会で、彼女に在留特別許可を求める請願書が賛成多数で可決され、意見書のかたちで法務省と出入国在留管理庁に提出されている。

（弁護士ドットコムニュース より）